

産労政第261号  
令和2年7月11日

一般社団法人埼玉県経営者協会  
会長 石井 進 様

埼玉県知事 大野 元裕  
(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止への協力要請について

本県の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の実施については、県民の皆様、事業者の皆様にご理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。特に医療関係者の皆様の献身的な御尽力には心より感謝申し上げます。

県内の新規陽性者数は、7月8日に緊急事態宣言解除後最大となった48人を記録するとともに、1週間の累計の陽性者数が、国の新たな流行シナリオで前提としている「社会への協力要請」を行う基準184人を3日連続で超えることとなりました。

また、埼玉県と密接な関係にある東京都においても連日、多くの新規陽性者が出ており、大変憂慮すべき状況にあります。

本県では県民及び事業者の皆様に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、協力を要請したところですが、現下の状況を踏まえもう一段強い協力要請を行わせていただくことといたしました。

県民の皆様、事業者の皆様には、御不便をお掛けいたしますが、感染拡大を防止するためには、お一人おひとりの皆様の積極的な協力が不可欠です。

是非とも皆様の御家族や愛する方々を守るためにも、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

については、県内企業やその従業員の方に周知をお願いいたします。

#### ※協力要請について

別紙「県民及び事業者の皆様への協力要請について」(令和2年7月11日)

協力要請は県ホームページでもご覧いただけます。

[http://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/covid19/saitamaken\\_kyoyokuyousei0711.html](http://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/covid19/saitamaken_kyoyokuyousei0711.html)

担 当 雇用労働課勤労者支援担当 吉田  
電 話 048-830-4517  
メー ル a4510-01@pref.saitama.lg.jp

## 県民及び事業者の皆様への協力要請について

令和2年7月11日

県内の1週間の新規陽性者数は国の流行シナリオで前提としている「社会への協力要請」を行う基準184人に達した後も増加しており、近隣都県も同様の傾向にあります。

そこで、県内の感染状況及び専門家の意見等を踏まえ、当面の間、以下のとおり協力を要請します。

### 1 特措法第24条第9項に基づく協力要請

#### (1) 県民の皆様に対して

- ・ 発熱の症状があるなど体調の悪い人の外出自粛（医療機関への受診等を除く）
- ・ 夜の繁華街に限らず、感染症対策が十分にとられていない施設の利用回避
- ・ 国及び県の接触確認アプリの活用

#### (2) 事業者の皆様に対して

- ・ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び業界のガイドラインを活用し、感染症対策を徹底
- ・ テレワーク、時差出勤のさらなる推進
- ・ キャバクラ店やホストクラブなど接待を伴う飲食店のうち、業界ガイドラインに従った感染症対策が徹底されていない施設の使用停止（7月13日午前0時から）
- ・ 国及び県の接触確認アプリの導入促進

### 2 特措法に基づかない協力依頼

#### (1) 県民の皆様に対して

- ・ 密閉・密集・密接の「3つの密」の回避
- ・ 大人数での会食の自粛
- ・ 高齢者や基礎疾患がある方の都内への不要不急の外出自粛

#### (2) 事業者の皆様に対して

- ・ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言の早期策定
- ・ クラスタ発生時における施設の従業員、利用者のPCR検査受検

※ 特措法：新型インフルエンザ等対策特別措置法